

# 幼児教育・保育の無償化のご案内

草津市にお住まいの方へ

## 1. 保育料(利用者負担額・利用料)の無償化の範囲

幼児教育・保育の無償化の対象や条件については、以下のとおりとなります。

年齢区分	保育所 認定こども園 (保育認定) 地域型保育施設	認定こども園(教育認定) 私立幼稚園(新制度移行) ※1		私立幼稚園(私学助成)等 ※2		認可外 保育施設 等
	保育料	保育料	預かり保育料	保育料	預かり保育料	保育料
3～5歳児クラス	○ 延長料金は 無償化の対象外	○	○ 450円/日、 11,300円/月 まで無償	○ 25,700円/月 まで無償 ※3	○ 450円/日、 11,300円/月 まで無償	○ 37,000円/月 まで無償
満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)	○	○	× 利用する場合は 自己負担	○ 25,700円/月 まで無償 ※3	× 利用する場合は 自己負担	○
市民税非課税世帯の 満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)	○	○	○ 450円/日、 16,300円/月 まで無償	○ 25,700円/月 まで無償 ※3	○ 450円/日、 16,300円/月 まで無償	○
市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	○ 延長料金は 無償化の対象外	○	○	○	○	○ 42,000円/月 まで無償

…無償化にあたり「保育の必要性の認定」が必要

※1 平成27年から施行された子ども・子育て支援新制度への移行のことです。

※2 草津市内では若竹幼稚園・光泉カトリック幼稚園となる予定です。

※3 入園初年度に限り、入園料についても月額に換算して上限額まで無償の対象となります。

## 2. 施設等利用給付認定について

無償化の制度をご利用いただくためには、施設または事業(サービス)ご利用前に認定を受けている必要があります。認定こども園や保育所(地域型保育施設含む)の利用にかかる現1～3号認定(教育・保育給付認定)については、新たな手続きは不要です。なお、実費徴収されている費用(給食費、日用品費、行事費等)は無償の対象外です。

### ■現1～3号認定(教育・保育給付認定)

認定区分	現1号	現2号	現3号
対象年齢	満3歳以上		満3歳未満
保育の必要性	なし		あり
利用施設・事業(サービス)	認定こども園(教育認定) 私立幼稚園(新制度移行)	認定こども園(保育認定) 保育所	認定こども園(保育認定) 保育所、地域型保育施設

### ■新1～3号認定(施設等利用給付認定)

認定区分	新1号	新2号	新3号
対象年齢	満3～5歳児クラス	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス
保育の必要性	なし	あり	あり(市民税非課税世帯)
利用施設・事業(サービス)	私立幼稚園(私学助成) 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部	認定こども園(教育認定)、 私立幼稚園(新制度移行) 私学助成)の預かり保育	認可外保育施設、一時預かり、 病児保育、ファミリー・サポート・ センター

※ 現〇号、新〇号の表記は、認定のわかりやすさのためにつけた便宜上の名称です。

※ 企業主導型保育施設をご利用の場合、現2号または現3号認定が必要な場合があります。詳しくは施設にお問い合わせください。

## 3. 保育の必要性について

子どもを養育する保護者のいずれもが、次の「保育を必要とする事由」を備えるとき、その事由により必要な期間、認定を受けることができます。認定期間が満了となった場合や保護者のいずれかが下記理由に該当しなくなった場合は無償化の対象外となります。

保育を必要とする事由	認定期間	必要となる証明書類 ※下記のいずれかの書類を提出
① 就労	事由による必要な期間 (月60時間以上)	・就労証明書(市様式) ※共働きの場合、父母各1部が必要 ※自営業の場合、確定申告書の写し等の営業実態が 確認できる書類を添付
② 妊娠・出産	出産月を除いた産前2か月 から出産月を除いた 産後6か月まで	・生まれる子、または生まれた子の母子健康手帳の写し ⇒父母の氏名・出生の年月日または分娩予定日欄が必要 ・診断書
③ 疾病・障害	事由による必要な期間	・診断書(市様式)・身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
④ 同居の親族の介護・ 看護	事由による必要な期間	・被介護者、被看護者の診断書(市様式) ・各種手帳など※1
⑤ 災害復旧に従事	事由による必要な期間	・災害の復旧にあたっていることが確認できる書類
⑥ 求職活動・起業準備	3か月間	・求職活動をするための誓約書(市様式)
⑦ 就学(職業訓練校などに おける職業訓練を含む)	卒業または終了予定日の 属する月末まで	・就学を証明する書類および時間割や就学期間などが 分かるもの
⑧ 虐待やDVのおそれ があること	事由による必要な期間	・公が発行する書類
⑨ 育児休業取得時に、 既に保育利用をしている 子どもがいて継続利用が 必要であること※2	育児休業取得期間	・育児休業の期間が確認できる書類 ・育児休業の期間、復帰予定日が明記された 就労証明書(市様式)
⑩ その他(市の処遇委員会 において、認定された 子どもの場合など)	事由による必要な期間	・市が必要と認める書類(事由による)

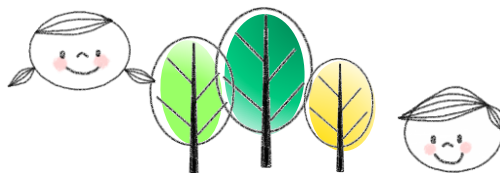
発行に時間がかかる  
場合があります。  
早めにご準備  
ください。

※1 養護学校等に在籍しながらも日常生活において全介助、あるいは部分的な介助を必要とする場合、医師がその旨を明記した診断書(市様式)が必要。

※2 一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用される場合等、認可保育施設と同程度の継続的な役務の提供がなされていない場合は、無償化の対象外となります。

➤ 利用する施設によっては無償化の対象とならない場合がありますので、無償化の対象施設かどうかよく確認してください。

➤ 無償化の制度をご利用いただくためには、施設または事業(サービス)ご利用前に認定を受けている必要がありますので、ご注意ください。



無償化対象施設の確認はこちら



## 認定こども園(保育認定)、保育所(地域型保育施設を含む)を利用される方

施設を利用するためには、「保育を必要とする事由」に該当し、現2・3号認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。

### 保育料(利用者負担額)の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償です。なお、延長保育料、給食費、日用品費、行事費、通園費等は保護者の負担となります。

こどもの年齢	保育料
3～5歳児クラス	無償
0～2歳児クラス (市民税非課税世帯)	
0～2歳児クラス (市民税課税世帯)	無償化対象外 ※

### 給付の受け方

市が直接施設に支払いますので、お手続き不要です。

※ 多子世帯、ひとり親世帯等は保育料の減免・減額があります。

## 私立幼稚園(私学助成)等を利用される方

### 保育料の無償化

満3～5歳児クラスの保育料(入園料含む)が月額25,700円まで無償です。なお、預かり保育料、給食費、日用品費、行事費、通園費等は保護者の負担となります。

こどもの年齢 認定区分	保育料
満3～5歳児クラス (新1号認定)	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児クラス (新2号認定)	25,700円/月まで無償 ※
満3歳児クラス (新3号認定)	預かり保育料は450円/日、 11,300円/月まで無償

※ 国立大学付属幼稚園は月額8,700円、特別支援学校幼稚園は月額400円まで



### 預かり保育料の無償化

「保育を必要とする事由」に該当し、新2・3号認定(施設等利用給付認定)を受けた場合、預かり保育料について、月額450円まで(月額11,300円まで(新3号認定の場合は16,300円まで))無償になります。必ず預かり保育利用前までに下記書類を提出してください。

#### <一定基準の預かり保育が提供されない施設の場合>

預かり保育を含めた平日の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満の施設の場合、認可外保育施設等の利用料も上記の月額上限額まで無償化の対象となります。

### 提出書類

【新1号認定】(預かり保育の利用を希望しない方)

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号)

【新2号認定】(預かり保育の無償化を希望する方)

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)
- ②「保育の必要性」を証明する書類(裏面「3. 保育の必要性について」をご覧ください。)



### 給付の受け方

【保育料】市が直接施設に支払いますので、お手続き不要です。

【預かり保育料】一旦施設に預かり保育料をお支払いいただき、請求手続きにより、保育料の返金(償還払い)を受けていただきます。

提出様式の  
ダウンロードはこちら



## 認定こども園(教育認定)、私立幼稚園(新制度移行)を利用される方

施設を利用するためには、現1号認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。

### 保育料(利用者負担額)の無償化

満3～5歳児クラスの保育料が無償です。なお、預かり保育料、給食費、日用品費、行事費、通園費等は保護者の負担となります。

こどもの年齢	保育料
満3～5歳児クラス	無償

### 預かり保育料の無償化

「保育を必要とする事由」に該当し、新2・3号認定(施設等利用給付認定)を受けた場合、預かり保育料について、月額450円まで(月額11,300円まで(新3号認定の場合は16,300円まで))無償になります。現1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要がありますので、必ず預かり保育利用前までに下記書類を提出してください。

### 提出書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)
- ②「保育の必要性」を証明する書類(裏面「3. 保育の必要性について」をご覧ください。)

### 給付の受け方

【公立施設】預かり保育料をお支払いいただく必要がありませんので、お手続き不要です。

【私立施設】一旦施設に預かり保育料をお支払いいただき、請求手続きにより、保育料の返金(償還払い)を受けていただきます。

## 認可外保育施設等を利用される方

### 保育料(利用料)の無償化

「保育を必要とする事由」に該当し、新2・3号認定(施設等利用給付認定)を受けた場合、保育料(利用料)について、月額37,000円まで(新3号認定の場合は月額42,000円まで)無償になります。複数施設・事業(サービス)を利用した場合もまとめて上限額まで無償になります。必ず施設・事業(サービス)利用前までに下記書類を提出してください。

こどもの年齢・認定区分	保育料
3～5歳児クラス (新2号認定)	合計37,000円/月まで無償
0～2歳児クラス (新3号認定)	合計42,000円/月まで無償

### 対象施設・事業(サービス)

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業です。ただし、無償化の対象施設として市の確認を受けている必要があります。

### 提出書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)
- ②「保育の必要性」を証明する書類(裏面「3. 保育の必要性について」をご覧ください。)

### 給付の受け方

一旦施設に保育料(利用料)をお支払いいただき、請求手続きにより、保育料(利用料)の返金(償還払い)を受けていただきます。

お問い合わせ

草津市 子ども未来部 幼児課  
(さわやか保健センター2階)  
〒525-8588 草津市草津三丁目13-30

TEL:077-561-2365  
FAX:077-561-6780  
E-mail:yoji@city.kusatsu.lg.jp

